

令和3年度 第2回 鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会 会議録（概要）【書面会議】

期 間	令和3年10月25日（月）から令和4年1月7日（金）
出席委員	黒岩史郎会長、菊地謙副会長、江間由紀夫委員、渡辺浩隆委員、菅野麻希委員
※	篠田紫織委員、多田康一郎委員、松村桂子委員、井手勝則委員、岩橋直也委員、山本幸子委員、高木由美子委員、櫻澤美智子委員、飯高優子委員、西出信夫委員、會澤奈穂子委員、森井真理委員、三浦健委員、林宏幸委員（鎌ヶ谷市社会福祉課長）、館岡文委員（鎌ヶ谷市健康増進課主幹）
欠席委員	勝又和久委員
	※書面会議のため出席委員は回答委員になります。
回答状況	（第1部）委員数21人 回答数20人 （第2部）委員数21人 回答数19人

【第1部】

期 間	令和3年10月25日（月）から令和3年11月4日（木）
添付資料	
資料1	書面会議資料
資料2	鎌ヶ谷市における「地域生活支援拠点等」説明資料
資料3	日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告に関わる報告・評価シート
資料4	令和3年度第2回鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会・意見提出票
内容	

1 はじめに

今回の令和3年度第2回鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会は、令和3年10月25日（月）に参集形式での会議開催を予定していましたが、令和3年10月1日の「緊急事態宣言」の解除後も、新型コロナウイルス感染症に対する警戒が必要になることや、鎌ヶ谷市の方針としても10月中の参集形式での会議開催は極力自粛することとしているため書面会議として実施するものです。

2 委員の皆様に意見をいただいた内容について

【報告事項】

(1) 鎌ヶ谷市における「地域生活支援拠点等」について

【協議事項】

(2) 日中サービス支援型共同生活援助における協議会の報告・評価について

(1) 鎌ヶ谷市における「地域生活支援拠点等」について

- ・ 令和3年度から「相談機能」の一部からスタートしている地域生活支援拠点等事業について、緊急時の受け入れ対応の整備について報告し意見を伺った

1. 緊急時の受け入れ体制について

委員 令和元年度第1回会議で、社会福祉法人優幸会が新たに整備する生活介護・短期入所を地域生活支援拠点として位置付け整備していく計画について承認されましたが、新たにできる施設にエレベーターが設置されないと聞いています。短期入所は2階で行うという話なので、車いす使用の方は利用が難しいかと思えます。車いす使用の方たちの緊急時の対応については、市内には受け入れ先がないのでは、と思えますが現実的にはどうなるのでしょうか。

事務局 (回答) ご意見のとおり、社会福祉法人優幸会が整備を進めている短期入所施設ではエレベーターの設置はないとのことですので、車いす使用の方の受け入れは設備的に難しいと考えています。

緊急時の受け入れ先の確保については、現在、短期入所支援事業を既に実施している「もくせい園」(社会福祉法人南台五光福祉協会)と、「ソーシャルインクルーホーム鎌ヶ谷東初富」(株式会社ソーシャルインクルーホーム)と協議を進めています。

「もくせい園」では、設備面においては車いす使用者の受け入れも可能との回答をいただいています。

また、ソーシャルインクルーからも「ソーシャルインクルーホーム鎌ヶ谷東初富」単体だと、短期入所で利用できる居室が男性棟の2階になってしましますが、緊急時の受け入れについては、同法人で運営する近隣の短期入所施設でも受け入れられるかを検討いただけるとのことです。令和3年12月現在、県内に10施設、男性9部屋、女性5部屋の用意があるとのこと、その中には車いす利用者が利用できる施設も含まれているとのこと。

今後、協議を進め短期入所施設とは協定締結を目指していきたいと考えています。

委員 全事業所の協力を得ることが実際にできるのか、心配なところがあります。

事務局 (回答) ご指摘のとおり、全事業所の協力を得ることは簡単ではないと思えますが、地域生活支援拠点等事業はコーディネーターを設置するのと併せて、受け入れ先となる事業所の協力が不可欠になります。

特に緊急時の対応では、受け入れ先がなければ対応することはできません。1つでも多くの事業所に「地域で支える」という地域生活支援拠点等事業の趣旨をご理解いただき、協力いただけるように働きかけていきたいと考えています。

委員 深夜に対応が必要となった場合、送迎手段の確保が困難だと思います。市内タクシー会社等との連携も必要と考えます。

事務局 (回答) ご意見のとおり、休日や深夜の移送手段として、タクシー会社との協定は有効な方法の1つだと考えます。ただ、緊急時の移送は、タクシーの乗務員だけで対応できるものではありませんので、その点も踏まえて今後スムーズな移送の方法について、関係者と検討していきたいと考えています。

委員 単身の障がい者等については、プライバシーの観点から、本人等の同意のもと自治会役員への情報提供も必要と考えます。

事務局 自治会役員への情報提供については、本人の同意だけではなく、個人情報の提供を受け、それを管理する自治会側にも準備が必要になります。また、自治会の活動は、自治会ごとにさまざまですので、自治会役員への情報提供については、事前登録制度を運用していく中での検討課題としていきたいと思ひます。

2. 登録制の申し込みについて

委員 事前登録制について、障がい福祉課に申し込みをできるケースはいいですが、申し込みができない、申し込みをしないケースについては、把握するのが難しいと思う。市の方から事前登録についてお知らせがいくような形になるのか。

委員 どのように登録を進めていくのか。事前登録の希望者をどのように募るのか。

事務局 (回答) 障害者手帳をお持ちでも、障害福祉サービスを利用していない方については、現在の状況を把握できていない方も多く、その中には、事前登録の必要性が高い方もいると考えています。このような方に登録していただくためには、市などからの働きかけも必要になると思ひます。

一方で、事前に登録をしていただいた方については、コーディネーターが1件1件アセスメントを行い状況の把握を行うことを予定しています。本当に事前登録が必要な方に登録してもらうためには、まずは、ホームページなどでの全体への周知とともに、関係機関への周知を行い、登録の状況などによっては、手帳の種類や年齢などの条件ごとに段階的に案内文書を送付するなど、きめ細かな周知の方法を検討していきたいと考えています。

3. 緊急時の支援の流れについて

委員 登録のあり、なしの違いがコーディネーターを通すかどうかに関係してくるのか

事務局 (回答) 事前登録の有無だけで、緊急時にコーディネーターを通すのかが決まるわけではありません。コーディネーターを通すかは、相談支援事業所に繋がっているか否かで決まります。

相談支援事業所に繋がっている方については、まずは、相談支援事業所が対応し、必要に応じてコーディネーターに支援を要請することになります。この場合、事前登録の有無に関わらず、対応する相談支援事業所は対象者の一定の情報を持っていることになります。

相談支援事業所に繋がっていない方については、最初からコーディネーターが対応することになりますが、この場合には、事前登録の有無が、スムーズに支援に繋がれるかの鍵になると考えています。

4. 登録制の個人情報の管理について

委員 事前登録に関する個人情報の管理はどのような体制になるのか

事務局 (回答) 事前登録の全情報を保管することになる基幹相談支援センターとは、業務委託契約の中で個人情報の適切な取扱いについての項目を定めています。また、今回鍵付きのキャビネットを新調し個人情報の管理を行うとのこととす。

今後、短期入所などの事業所にも、事前に登録情報を提供するケースもでてくると考えられますので、個人情報の適切な取扱いについて取決めをしていきたいと考えています。

5. 登録制の要件について

委員 事前登録制について《希望者が申し込む》ことになっているが、緊急時は先の東日本大震災と同様、誰も予測できない。介護者のいる家庭を全て対象にした方が良く

思う。介護者が交通事故などで亡くなるかもしれない。本人は元気で申込みはしなくても良いと考えていても、それに近年地震も多発していることですし…

事務局 (回答) 地域生活支援拠点で対応する「緊急時」は、「介護者が急病、入院、死亡等のやむを得ない理由により、不在もしくはそれに近い状態になり、障がい者等が居宅で生活することができず、緊急一時的な保護が必要な状況」と定義していますが、大規模災害発生時は想定していません。

大規模災害発生時には、避難行動要支援者名簿や福祉避難所などの障がいをお持ちの方の避難を支援する一定の取り組みがあることや、地域生活支援拠点のスタートの段階で大規模災害発生時までをその役割として想定して準備することは、困難だと判断したためです。

また、虐待の疑いがある場合など、既に専門の支援機関や仕組みがある場合についても、そちらの制度で対応することを想定しています。

これらの対応については、一律に判断できるものではありませんので、判断に迷う場合などは、コーディネーターに支援を求めその都度、より適切な支援先につないでいくこととなります。

6. 体制づくりについてのご意見

委員 専門的人材の確保養成についてどの位の進展状況なのか

事務局 (回答) 国が求める専門的人材の確保・養成機能の内容としては、「医療的ケアが必要な者や行動障がいを有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能」とされています。この「専門的人材の確保・養成」について、どのような形で進めていくのかの方向性も含めて、現時点で決定事項はありません。

まずは、「緊急時の対応（相談体制/緊急時の受け入れ対応）」の体制を整えたうえで、地域生活支援拠点をスタートさせ、その次のステップとして「体験の機会・場の提供」、「専門人材の確保・養成/地域の体制づくり」に取り組んでいきたいと考えています。

(2) 日中サービス支援型共同生活援助における協議会の報告・評価について

- ・ 協議会への報告及び評価が必要になる「日中サービス支援型共同生活援助」について、事業者から報告を行い委員から質問・意見を伺った。

1. 施設概要について

委員 人員配置について、日中生活支援員がいるが、夜間は世話人だけです。利用者の日常生活支援（トイレ、入浴、食事の介助）は軽いのでしょうか。

事業者 体調に合わせ、見守りが必要な方もいらっしゃいますが、トイレ、食事は全員自立しています。入浴は2人が一部介助です。いつでも、管理者と連携が取れるような体制をとっています。

2. 利用者の状況について

委員 入居されている方の年代を教えてください。

事業者 20代から60代です。

(回答)

委員 日中支援型のグループホームは、日中活動に参加することが困難な方に特化した施設ですが、積極的にそういった方を受け入れているか。

事業者 受け入れています。

(回答)

委員 【意見】日中サービス支援型は、障がい者の重度化、高齢化に対応するために創設されたグループホームなのに区分の低さ、日中ホームで過ごす方の少なさはどうか。日中活動にも参加できない方をホームで活動を行うべきなのは。

3. 利用者に対する地域生活の支援状況について

委員 「外出や余暇活動の支援」が「主な日中活動」に重なっているものばかりとなるが、「地域生活の支援」としての取組みは何か工夫しているか。

事業者 自粛と感染防止に努める一年でした。以前は、盆踊りに参加したこともありましたが、盆踊りはもとより福祉祭りなども開催自体がありませんでした。ホーム内でのイベントのほかに、外食会を設けましたが、ご家族、関係各所と連携をとり最善を尽くして行っている状況です。これからも、感染対策をし、参加の場があれば、積極的に参加してまいります。

委員 【意見】長くコロナ禍の事態で利用者の方、支援者の方大変だったと思います。自立した生活を考える中で社会参加は大事な要因ですが、ままならない事態でした。今後状況が好転したら更に充実した活動をお願いします。

事業者 自粛と感染防止に努める一年でした。状況が好転しましたら、積極的に参加してまいります。

4. 支援体制の確保について

委員 支援体制の人数に幅があるが（「3～4人」と記載）、内訳としてはどうか。（日勤3人が週何日になるのか）

事業者 日勤3人が週5日、そのほかに、障害者雇用2人（週4日）になります。

(回答)

委員 職員の定着率はどの程度か。報告には職員の定着率は求められていませんが、短期間での職員の交代などがあまり多いと比較的重度の障がいの方も対象としているこの事業では良いサービスの提供が困難となると考えられます。

※ 単に人数を満たせば良いということではなく、質が保たれているかを確認していくことも重要であると考えます。

事業者 令和2年11月から令和3年10月までの1年間の定着率は、令和2年11月の
(回答) 職員数が19人で、令和3年10月までに3人が退職しましたので、1年間の定着率は84パーセント(16人÷19人×100)になります。

退職の理由は、定年退職によるもの1人、本職多忙による退職2人の計3人になります。なお、退職者分の増員はできています。

5. 地域に開かれた運営について

委員 「家族や地域住民との交流の機会」が挨拶のみなのか。障がいに対する理解や支援内容を知ってもらう活動をする予定はないのか。

委員 近隣の方への挨拶などの最低限の交流となっておりますが、今後自治会や地域での活動が再開された際には積極的に参加するなど、地域住民との交流を能動的に行ってほしい。

事業者 自粛と感染防止に努める一年でした。状況が好転しましたら、積極的に取り組んでまいります。

6. その他

委員 前回の指摘(「同性介助の原則から男性の世話人を増やすように努めてもらいたい」というもの)後、男性の介助人、世話人が増員されているのかどうか。どうしても男性の世話人が配置できないのならば、大きな施設に依頼し男性の要員の派遣をお願いしてはどうか。

事業者 現在入浴介助が必要なご利用者は、新しい職員ですと拒否などがあり、男性の介
(回答) 護員の増員には至っておりません。現在介助が必要な方以外にも、今後介助が必要な場面もでてくることも考えられますので、早急に対応させていただきます。

7. 全般について

委員 【意見】鎌ヶ谷市にも高齢の親と高齢の(障がいある)子だけの世帯がとて増えており、今後高齢障がい者の受け入れ先として日中サービス支援型グループホームの役割は大きくなると考えています。入居者は障がいの種別もさまざまですが、それまでのその人の暮らしや家庭状況も加味して、その人の得意なことや趣味を最大限生かせるような取り組みをさらに充実していただきたいと要望します。

事業者 今後も委員の皆様のご意見ご要望をいただき、更に充実した取り組みを行ってま
(回答) いります。

【第2部】

期 間 令和3年12月28日(火)から令和4年1月7日(金)

資料1 書面会議資料

資料2 「報告・評価シート」への質問に対する回答

資料3 日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告に関わる報告・評価シート 評価案

資料4 「日中サービス支援型共同生活援助における協議会としての評価」についての書面協議・意見提出票

内容

1 はじめに

日中サービス支援型共同生活援助における協議会の評価については、上記質問に対する回答を踏まえて評価案を修正し改めてご意見を伺いました。

2 委員の皆様にご意見をいただいた内容について

【協議事項】

- (1) 日中サービス支援型共同生活援助における協議会としての評価について
 - ① 評価案への可否及び意見について
 - ② 評価案へ意見があった場合の修正対応について

(1)「日中サービス支援型共同生活援助における協議会としての評価」について

① 評価案への可否について

承認（賛成）19人、否認（反対）0人の賛成多数で決定されました。

1. 評価案についてのご意見

委員 評価案については概ね賛成ですが、昨年度指摘されていたことに対して改善がなされておらず、それについての説明も不十分であると感じます。2回目の指摘でもあり、ここは具体的な計画案を出していただく必要があると考えます。

（例）令和4年度中に何名を採用など

すぐに男女同数や同性介護の完全な実現は難しいと思いますが、数年かけて実現するなど具体的な計画案をご提出いただければと思います。

事務局 評価に、同性介護の実現に向けての人員配置「計画案」の提出について記載するとともに、事業者に対して「計画案」の作成及び提出を依頼します。

事業者 → 日勤、夜勤とも男性1名女性1名となるような形で男性職員の採用活動をさせていただきます。

委員 事業者の報告に「散歩や買い物同行を行った際に、近所の方に挨拶を行う等、コロナ禍ではありますが、最低限の交流をしております。」とあり、コロナ禍でも利用者と近隣住民の方々との交流を絶やさない努力が認められます。評価においては、もう少し事業者の困難な状況下での日々の努力を評価する文言が入っても良いのではないかと思います。そうすることで、事業者には「日々の地道な努力が認められた」と思っただき、今後の事業運営の励みにして欲しいです。

事務局 そのように修正します。

（対応）

委員 職員の男女数の明記をお願いしたい。また、日中グループホームで過ごす際のプログラムなども明記してもらいたい。

事務局 職員の男女数については、同性介護の実現に向けての人員配置「計画案」に記載を求めたいと思います。日中グループホームで過ごす際のプログラムについては、再質問として事業者へ照会します。

事業者 → 日中グループホームで過ごす際のプログラムとしては、散歩、折り紙、体操、買い物同行等を実施しています。

委員 鎌ヶ谷市内で唯一の日中サービス支援型共同生活援助施設で期待しています。車いす対応の施設で身体に障がいがある方には環境が整っていると感じます。日中サービ

ス支援を受けている利用者が少ないと思いますが、多様な形態で過ごす利用者同士が刺激となって生活意欲を促し、仲間意識や他者との関わりを学んでいくことが出来るよう支援をお願いしたいです。

男性棟であるが男性職員が1人しかいないことは特に改善してほしいと思います。また利用者の意向であっても、特定の支援者に依存していると、固定した関係となり加重的負担による虐待も起こりやすくなるということに注意してもらいたいです。職員の人材確保が難しいところもあると思いますが努力をお願いしたいです。今後日中サービス支援型共同生活援助が増えていくよう、成功モデルとなるよう願っています。

意見 委員の皆様には専門的によく評価されていたと思います。利用を希望する方々はどれほどいるのか、利用者の数と受入許容人数等、今後も報告をお願いしたいです。

意見 委員からの提案に対し前向きなご回答がありましたことに感謝し、これからも引き続き課題として受け止めてくださるようお願いいたします。

- ② 評価案へ意見があった場合の修正対応の正副会長への一任について
承認（賛成）19人、否認（反対）0人の賛成多数で決定されました。

委員の皆様からいただいたご意見をもとに、正副会長と修正対応について協議のうえ、評価といたします。

以上、会議の経過を記録し、相違ないことを証するため次に署名する。

令和4年2月28日

氏名 飯高 優子 _____

氏名 櫻澤 美智子 _____